二　陸上自衛隊高田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県上越市	新潟県上越市	新潟県上越市
南城町三丁目七番一号	東城町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南城町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字子安（次の図面に示す部分に限る。）、大字下箱井（次の図面に示す部分に限る。）、新南町（次の図面に示す部分に限る。）、東城町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、南城町二丁目、三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、南本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本城町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　陸上自衛隊金沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
石川県金沢市	石川県金沢市	石川県金沢市
野田町一番八号	野田町（次の図面に示す部分に限る。）	大桑（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町（次の図面に示す部分に限る。）、大桑町平（次の図面に示す部分に限る。）、ハ（次の図面に示す部分に限る。）、ム（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、ロ甲及びロ乙（次の図面に示す部分に限る。）、城南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、長坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西大桑町（次の図面に示す部分に限る。）、野田一丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、野田町（次の図面に示す部分に限る。）、野田町ソ（次の図面に示す部分に限る。）、チ（次の図面に示す部分に限る。）、ツ（次の図面に示す部分に限る。）、ト（次の図面に示す部分に限る。）、ヘ（次の図面に示す部分に限る。）、ル（次の図面に示す部分に限る。）、レ及びワ（次の図面に示す部分に限る。）、平和町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに法島町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　陸上自衛隊那覇訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県那覇市	沖縄県那覇市	沖縄県那覇市	次に掲げる点を順次結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点を結ぶ海岸線により囲まれた海域
字小禄石大庭原千八百三十八番地一	字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）及び字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）	字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに山下町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度十三分、東経百二十七度三十九分十五秒の点 二　北緯二十六度十二分四十九秒、東経百二十七度三十九分四十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第百七十号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年八月一日から施行する。

令和七年七月二十二日

防衛大臣　中谷　元

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊勝田駐屯地	勝田駐屯地司令
陸上自衛隊高田駐屯地	高田駐屯地司令
陸上自衛隊金沢駐屯地	金沢駐屯地司令
陸上自衛隊那覇訓練場	那覇駐屯地業務隊長